

社会福祉法人中東福祉会 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 8年1月1日～ 令和12年12月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、男性労働者の育児休業の取得率を10%以上にする。

<対策>

- 令和8年1月～毎年1月
男性の育児休業制度内容等について、事業所内掲示等により周知する。
- 令和9年1月、令和10年1月、令和11年1月
男性職員の育児休業の取得状況の調査を1年ごとに行う。

目標2：フルタイム労働者一人当たりの法定時間外労働・法定休日労働の平均を各月2時間未満とする。

<対策>

- 令和9年1月、令和10年1月、令和11年1月
フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの法定時間外労働・法定休日労働の調査を1年ごとに行う。
時間外労働が多い職員に対して、管理者と連携し働きかけを行う。